

旧	新
<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00035 沿革 平成 13 年 10 月 31 日 一部改正 平成 14 年 1 月 22 日 一部改正 平成 14 年 2 月 1 日 一部改正 平成 14 年 3 月 19 日 一部改正 平成 14 年 8 月 5 日 一部改正 平成 15 年 3 月 14 日 一部改正 平成 15 年 12 月 26 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 4 月 16 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正</p> <p>第 1 章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等（第 1 条 - 第 4 条の 2） 第 2 章 てん補危険及び満期の解釈（第 5 条、第 6 条） 第 3 章 <u>EE、EA、EF 又は EM</u> に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等（第 7 条 - 第 15 条） 第 4 章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等（第 16 条 - 第 28 条） 第 5 章 保険契約の締結関係等（第 29 条 - 第 36 条） 第 6 章 保険料（第 37 条、第 38 条） 第 7 章 保険金請求（第 39 条 - 第 43 条） 第 8 章 損失防止軽減義務及び権利行使義務（第 44 条 - 第 46 条） 第 9 章 回収納付（第 47 条 - 第 50 条） 第 10 章 重複保険（第 51 条）</p> <p>第 1 条 輸出手形保険約款（以下「約款」という。）第 2 条第 1 項に規定する要件は、次の各号とする。 一 附属貨物の船積日の翌日から起算して 3 週間以内に買い取った荷為替手形であること。 二 荷為替手形の買取時において、「海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063）第 1 条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）における<u>与信管理区分の EE、EA、EF、EM、EC、SC、P</u>及び事故管理区分に格付けされている者並びに名簿に登録されていない者以外の者を手形支払人</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00035 沿革 平成 13 年 10 月 31 日 一部改正 平成 14 年 1 月 22 日 一部改正 平成 14 年 2 月 1 日 一部改正 平成 14 年 3 月 19 日 一部改正 平成 14 年 8 月 5 日 一部改正 平成 15 年 3 月 14 日 一部改正 平成 15 年 12 月 26 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 4 月 16 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正 <u>平成 18 年 3 月 日 一部改正</u></p> <p>第 1 章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等（第 1 条 - 第 4 条の 2） 第 2 章 てん補危険及び満期の解釈（第 5 条、第 6 条） 第 3 章 <u>EE 格、EA 格、EM 格又は EF 格</u> に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等（第 7 条 - 第 15 条） 第 4 章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等（第 16 条 - 第 28 条） 第 5 章 保険契約の締結関係等（第 29 条 - 第 36 条） 第 6 章 保険料（第 37 条、第 38 条） 第 7 章 保険金請求（第 39 条 - 第 43 条） 第 8 章 損失防止軽減義務及び権利行使義務（第 44 条 - 第 46 条） 第 9 章 回収納付（第 47 条 - 第 50 条） 第 10 章 重複保険（第 51 条）</p> <p>第 1 条 輸出手形保険約款（以下「約款」という。）第 2 条第 1 項に規定する要件は、次の各号とする。 一 附属貨物の船積日の翌日から起算して 3 週間以内に買い取った荷為替手形であること。 二 荷為替手形の買取時において、「海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063）第 1 条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）における<u>EE 格、EA 格、EM 格、EF 格、EC 格、SC 格、PN 格、PU 格、PT 格</u>及び事故管理区分に格付けされている者並びに名簿に登録されていない者以外</p>

<p>とする荷為替手形であること。</p> <p>三 前号に規定する者以外の者であって、日本貿易保険が指定した者以外の者を手形関係人とする荷為替手形であること。</p> <p>四 日本貿易保険が別に定める国又は地域「輸出手形保険の引受の要件等について」（平成13年4月1日 01-制度-00076）において定める国をいう。以下同じ。）以外の国又は地域を支払国又は支払地とした荷為替手形であること。</p> <p>五 手形金額が500億円以下の荷為替手形であること。</p> <p>六 「貿易保険の料率等に関する規程」（平成16年7月2日04制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）別表第3の手形の買取日から起算して手形の満期日までの期間（以下「保険料算定期間」という。）が720日以内の荷為替手形であること。</p> <p>2 銀行（貿易保険法第37条第1項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）は、前項各号の要件を備えていない荷為替手形を買い取った場合においては、輸出手形保険の保険関係を成立させることができない。ただし、前項第2号又は第4号の要件を備えていない荷為替手形であっても、あらかじめ日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>の者を手形支払人とする荷為替手形であること。</p> <p>三 前号に規定する者以外の者であって、日本貿易保険が指定した者以外の者を手形関係人とする荷為替手形であること。</p> <p>四 日本貿易保険が別に定める国又は地域「輸出手形保険の引受の要件等について」（平成13年4月1日 01-制度-00076）において定める国をいう。以下同じ。）以外の国又は地域を支払国又は支払地とした荷為替手形であること。</p> <p>五 手形金額が500億円以下の荷為替手形であること。</p> <p>六 「貿易保険の料率等に関する規程」（平成16年7月2日04制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）別表第3の手形の買取日から起算して手形の満期日までの期間（以下「保険料算定期間」という。）が720日以内の荷為替手形であること。</p> <p>2 銀行（貿易保険法第37条第1項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）は、前項各号の要件を備えていない荷為替手形を買い取った場合においては、輸出手形保険の保険関係を成立させることができない。ただし、前項第2号又は第4号の要件を備えていない荷為替手形であっても、あらかじめ日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>
<p>第1条の2～第6条（略）</p>	<p>第1条の2～第6条（略）</p>
<p>第3章 <u>EE、EA、EF又はEM</u>に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等</p> <p>第7条 第1条第1項第2号の要件を備えていない荷為替手形であっても、第8条第3項に規定する確認証を取得した手形支払人に係るものにあつては、第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認があつたものとみなす。</p> <p>第8条 銀行又は荷為替手形を振り出そうとする者（以下「手形振出人」という。）は、名簿において、<u>EE、EA、EF又はEM</u>に格付けされた者（以下「E格バイヤー」という。）を手形支払人とする荷為替手形（第16条の規定による承認を要するものを除く。）について、「輸出手形保険手続細則」（平成13年4月1日付01-制度00029）（以下「手続細則」という。）第3条第2項の規定に基づく確認を受けようとするときは、別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」（以下「確認申請書」という。）1通及び輸出契約書若しくは輸出契約以前にあつては注文書又はこれらに準ずる書類の写し1通を日本貿易保険大阪支店（以下「支店」という。）又は財団法人貿易保険機構（以下「機構」という。）に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、輸出手形保険の保険関係が成立している荷為替手形の手形支払人を、E格バイヤーに変更する場合に準用する。</p> <p>3 支店又は機構は、第1項又は第9条の規定による申請があつた場合は、保証枠残高の範囲内において確認する旨又は保証枠残高がないときは確認できない旨を、別紙様式第2「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に回答する。</p>	<p>第3章 <u>EE格、EA格、EM格又はEF格</u>に格付けされている者を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等</p> <p>第7条 第1条第1項第2号の要件を備えていない荷為替手形であっても、第8条第3項に規定する確認証を取得した手形支払人に係るものにあつては、第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認があつたものとみなす。</p> <p>第8条 銀行又は荷為替手形を振り出そうとする者（以下「手形振出人」という。）は、名簿において、<u>EE格、EA格、EM格又はEF格</u>に格付けされた者（以下「E格バイヤー」という。）を手形支払人とする荷為替手形（第16条の規定による承認を要するものを除く。）について、「輸出手形保険手続細則」（平成13年4月1日付01-制度00029）（以下「手続細則」という。）第3条第2項の規定に基づく確認を受けようとするときは、別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」（以下「確認申請書」という。）1通及び輸出契約書若しくは輸出契約以前にあつては注文書又はこれらに準ずる書類の写し1通を日本貿易保険大阪支店（以下「支店」という。）又は財団法人貿易保険機構（以下「機構」という。）に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、輸出手形保険の保険関係が成立している荷為替手形の手形支払人を、E格バイヤーに変更する場合に準用する。</p> <p>3 支店又は機構は、第1項又は第9条の規定による申請があつた場合は、保証枠残高の範囲内において確認する旨又は保証枠残高がないときは確認できない旨を、別紙様式第2「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に回答する。</p>

4 前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から3月とする。ただし、当該確認に係る手形支払人が名簿においてEE、EA、EF及びEM以外に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。

なお、有効期間の延長は行わない。

第9条～第10条（略）

第11条 銀行は、第8条第3項の規定による確認を受けた荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させた場合において、当該手形の手形金額の全部又は一部が決済されたとき、当該手形が振出人により買戻されたとき又は当該手形の支払人に変更があったときは、その事実を知った日から起算し、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日並びに土曜日（以下「休日等」という。）は算入せず5日以内に決済等通知書1通を本店若しくは支店又は機構（本部又は名古屋支部に限る。）に提出しなければならない。ただし、当該手形の支払人が名簿においてEE、EA、EF及びEM以外に格付された場合又は約款第11条に規定する損失発生通知書を提出した場合は、この限りでない。

第12条 第8条第3項の規定による確認を受けた銀行又は手形振出人は、確認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、有効期限前であっては速やかに、有効期間終了後であってはその有効期間が終了した日から、休日等は算入せず5日以内に、決済等通知書1通、当該理由を記載した書面1通（有効期限前において確認金額の全部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合は確認証を添付のこと。）を本店若しくは支店又は機構（本部又は名古屋支部に限る。）に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5以内の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてEE、EA、EF及びEM以外に格付された場合は、この限りでない。

第13条～第15条（略）

第16条 第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認のうち、同条第1項第4号に基づく日本貿易保険が定める国又は地域（以下「特定国」という。）に係る事務の取扱いは、次の各号による。

- 一 承認申請の対象となる荷為替手形は、特定国（「輸出手形保険の引受の要件等について」において承認を要しない場合を除く。）を支払国とするものであって、名簿において与信管理区分Gに格付けされている者（以下「特定国G格バイヤー」という。）及びEE、EA、EF又はEMに格付けされている者（以下「特定国EE等バイヤー」という。）を支払人とするものに限る。
- 二 銀行又は手形振出人は、特定国に係る荷為替手形について承認を受けようとする

4 前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から3月とする。ただし、当該確認に係る手形支払人が名簿においてEE格、EA格、EM格及びEF格以外に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。

なお、有効期間の延長は行わない。

第9条～第10条（略）

第11条 銀行は、第8条第3項の規定による確認を受けた荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させた場合において、当該手形の手形金額の全部又は一部が決済されたとき、当該手形が振出人により買戻されたとき又は当該手形の支払人に変更があったときは、その事実を知った日から起算し、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日並びに土曜日（以下「休日等」という。）は算入せず5日以内に決済等通知書1通を本店若しくは支店又は機構（本部又は名古屋支部に限る。）に提出しなければならない。ただし、当該手形の支払人が名簿においてEE格、EA格、EM格及びEF格以外に格付された場合又は約款第11条に規定する損失発生通知書を提出した場合は、この限りでない。

第12条 第8条第3項の規定による確認を受けた銀行又は手形振出人は、確認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、有効期限前であっては速やかに、有効期間終了後であってはその有効期間が終了した日から、休日等は算入せず5日以内に、決済等通知書1通、当該理由を記載した書面1通（有効期限前において確認金額の全部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合は確認証を添付のこと。）を本店若しくは支店又は機構（本部又は名古屋支部に限る。）に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5以内の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてEE格、EA格、EM格及びEF格以外に格付された場合は、この限りでない。

第13条～第15条（略）

第16条 第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認のうち、同条第1項第4号に基づく日本貿易保険が定める国又は地域（以下「特定国」という。）に係る事務の取扱いは、次の各号による。

- 一 承認申請の対象となる荷為替手形は、特定国（「輸出手形保険の引受の要件等について」において承認を要しない場合を除く。）を支払国とするものであって、名簿においてG5格、GA格又はGE格に格付けされている者（以下「特定国G格バイヤー」という。）及びEE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者（以下「特定国EE等バイヤー」という。）を支払人とするものに限る。
- 二 銀行又は手形振出人は、特定国に係る荷為替手形について承認を受けようとする

ときは、一の荷為替手形ごとに別紙様式第1による「特定国承認等申請書」1通に輸出契約書又はこれに準ずる書類（以下「輸出契約書等」という。）の写し1通（信用状付き荷為替手形の場合は、別紙様式第5による「特定国関係信用状（L/C）概要説明書」を1通添付のこと。）を添付して本店に提出すること。

- 2 前項の規定は、輸出手形保険の保険関係が成立している荷為替手形の支払人を特定国G格バイヤー又は特定国E E等バイヤーに変更する場合に準用する。

第17条～第18条（略）

第19条 前条の承認等の有効期間は、その承認等をした日から起算して3月を限度として日本貿易保険が定める期間とする。ただし、輸出手形保険の保険関係成立前に当該承認等に係る手形支払人が名簿においてE C若しくは与信管理区分P又は事故管理区分R、B若しくはLに格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降承認等は無効とする。

なお、有効期間の延長は行わない。

以下（略）

ときは、一の荷為替手形ごとに別紙様式第1による「特定国承認等申請書」1通に輸出契約書又はこれに準ずる書類（以下「輸出契約書等」という。）の写し1通（信用状付き荷為替手形の場合は、別紙様式第5による「特定国関係信用状（L/C）概要説明書」を1通添付のこと。）を添付して本店に提出すること。

- 2 前項の規定は、輸出手形保険の保険関係が成立している荷為替手形の支払人を特定国G格バイヤー又は特定国E E等バイヤーに変更する場合に準用する。

第17条～第18条（略）

第19条 前条の承認等の有効期間は、その承認等をした日から起算して3月を限度として日本貿易保険が定める期間とする。ただし、輸出手形保険の保険関係成立前に当該承認等に係る手形支払人が名簿においてE C格若しくは名簿区分P又は事故管理区分R若しくはBに格付けされたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降承認等は無効とする。

なお、有効期間の延長は行わない。

以下（略）

附 則

この改正は、平成18年4月1日から実施する。